

多様な活動の森における国民参加の森林づくり活動の公表 (協定の更新)

千葉森林管理事務所は、下記のとおり多様な活動の森における森林づくり活動の協定の更新をしたので公表します。

記

1. 協定相手方の名称

千葉県南房総市久枝区

一般財団法人 日本森林林業振興会東京支部

千葉県南房総市

2. 「多様な活動の森」の概要

(1) 位 置 : 千葉県南房総市久枝 仙水国有林 120 い 1 林小班 外

(2) 面 積 : 3, 51 ha

(3) 主な活動内容 : 下刈り、海岸林の美化活動等

(4) 更新の理由 : 森林づくりへの関心度が高く、これまでの計画的な実行性、技術力等から、今後も良好に活動できることが見込まれるため。

3. 協定項目

別添「協定書」(写) のとおり

令和7年11月4日

千葉森林管理事務所長

担 当 : 森林技術指導官

電 話 : 043-242-4656

多様な活動の森における海岸林の美化活動に関する協定書

(久枝海岸の森)

関東森林管理局長（千葉森林管理事務所）（以下「甲」という。）と南房総市久枝区区長（以下「乙」という。）及び一般財団法人 日本森林林業振興会 東京支部 支部長（以下「丙」という。）は、多様な活動の森において国有海岸林の保安林機能等を維持・増進するとともに、環境美化等にも貢献するため、①保安林機能の維持・増進のための軽微な下草刈り及び枝払い等の海岸林整備、②景観保持のための海岸林内及び周辺の美化活動等（以下「海岸林の美化活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく多様な活動の森においては「海岸林の美化活動」が円滑に実施されることを目的とする。

第2（多様な活動の森の名称、位置及び面積）

甲は、千葉森林管理事務所 仙水国有林120い1林小班外の3.51haを多様な活動の森として乙及び丙に活動させるものとする。

なお、多様な活動の森の名称は、「久枝海岸の森」とする。

第3（全体活動計画書の提出）

乙及び丙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

第4（年間活動計画書の提出）

乙及び丙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。

なお、初年度にあっては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。

また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第5（活動実績の報告）

乙及び丙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

第6（活動の実施）

- 1 乙及び丙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。
- 2 甲、乙、丙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 乙及び丙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

第7（入林の際の連絡・調整）

乙及び丙は、入林する場合にあっては、甲にその都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を書面（電子ファイルのメールによる送信を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。

また、乙及び丙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

- 第 8 (安全確保等の措置) (3)
1 乙及び丙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。 (4)
2 乙及び丙は、本協定に基づく活動の参加者の安全を確保する責任を負うものとする。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。 (5)
第 9 (経費の負担) (6)
活動の実施に要する経費は、乙及び丙が負担するものとする。
第 10 (立木竹等の所有権等の権利) (7)
乙及び丙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。
第 11 (施設の設置等) (8)
1 乙及び丙は活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。
2 乙及び丙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。ただし、甲がその必要がないと認めたときはこの限りではない。
第 12 (法令等の遵守) (9)
乙及び丙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。
第 13 (山火事防止等の措置) (10)
1 乙及び丙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊若しくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
2 乙及び丙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
3 乙及び丙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。
第 14 (損害賠償) (11)
乙、丙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。
第 15 (活動の円滑な実施への協力) (12)
甲は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等の協力をを行うものとする。
第 16 (多様な活動の森ふれあいの森の適切な管理) (13)
甲は、多様な活動の森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。
第 17 (協定の破棄) (14)
1 甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は乙及び丙に事前に通知するものとする。
(1) 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
(2) 協定に基づいた森林づくり活動の実施の見込みがなく、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと甲が認める場合であって、乙及び丙から甲に対し別紙様式4による協定解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合

- (3) 多様な活動の森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公用用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
- (4) 国有林野事業の管理經營に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
- (5) 協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
- (6) 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合

第18 (協定の有効期間)

- 1 この協定は、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、乙及び丙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

第19 (その他必要と認められる事項)

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び立会人記名押印の上、各自両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

立会人は、この協定が誠実に履行されるよう推奨するとともに、「久枝海岸の森」美化活動の円滑な実施が図られるよう協力するものとする。

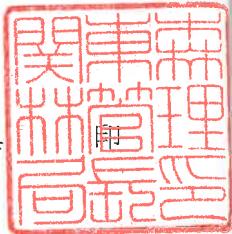
令和7年4月1日

関東森林
(千葉森)

(甲) 千葉県千葉市稲毛区稲毛1-7-20

関東森林管理局長
(千葉森林管理事務所)

松村孝典

(乙) 千葉県南房総市久枝615
南房総市久枝区 区長

長嶋幸夫



(丙) 東京都文京区後楽1-7-20

一般財団法人 日本森林林業振興会
東京支部 支部長

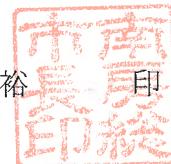
大竹武司



(立会人) 千葉県南房総市富浦町青木28

南房総市長

石井裕

1 「多
名
」
2 全体(1) 活
」
(2) 活
重
合
(注)

3 そ

※ 行
(注)

関東森林管理局長 殿
(千葉森林管理事務所)

協定者(代表者)

住 所

氏 名

「多様な活動の森」における全体活動計画書

1 「多様な活動の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

(2) 活動の内容及びスケジュール

活動の内容	1年次 R7年度	2年次 R8年度	3年次 R9年度	4年次 R10年度	5年次 R11年度	合計
合 計						

(注) ・活動内容については、頻度(回数)等について記述する。

・資材・道具置き場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。

3 その他

※ 各種法令の指定状況

(注) 本欄については、千葉森林管理事務所で記入。

令和 年 月 日

関東森林管理局長 殿
(千葉森林管理事務所)関東
(千葉)

協定者(代表者)

住 所
氏 名

令和 年度「多様な活動の森」における活動計画書

1 「

1 「多様な活動の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 令
実

2 令和 年度活動計画

活動の内容	活動時期				
	月	月	月	月	月
合 計					

参考:活動項目は次のとおり例示する。
植栽、下刈、間伐、歩道整備、自然観察、林内清掃など

※

3 その他

※ 各種法令の指定状況

3 そ

(注) 本欄については、千葉森林管理事務所で記入。

(別紙様式3) 「多様な活動の森」における年間活動実績報告書

令和 年 月 日

日
関東森林管理局 殿
(千葉森林管理事務所)

協定者(代表者)

住 所

氏 名

令和 年度「多様な活動の森」における活動実績報告書

1 「多様な活動の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 令和 年度活動実績

実 施 日	活動実施者	参加者数 (参加者内訳)	活動内容(数量等)

※ 参加者数欄には、参加者の内訳を記載して下さい。

内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人等により区分して下さい。

本表により書ききれない場合は、別紙同様の様式により報告して下さい。

3 その他

多様な活動の森（久枝海岸の森）案内図

場所：千葉県南房総市久枝字仙水

仙水国有林 120 林班の 1 小班外

面積：3.51ha



天満山



房線

多様な活動の森（久枝海岸の森）位置図

(2-1)

場所：千葉県南房総市久枝字仙水

仙水国有林 120 林班い 1 小班外

面積：3.51 ha

0120
い-01

ろ-01
ろ-02
は-01
0120
ろ-01
ろ-02

ろ-02

は-02

は-01

ろ-02

ろ-02

久枝

0 250 [m]

1:5,000

凡 例



協定箇所

多様な活動の森（久枝海岸の森）位置図

(2-2)

場所：千葉県南房総市久枝字仙水

仙水国有林 120 林班い 1 小班外

面積：3.51 ha

久枝



